

「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例 (仮称)」(通称：少子化対策推進条例) 骨子 (案)

(※括弧内の記述は、各項目の説明です。)

1 前文

○条例制定の背景、条例の目指すべき方向等について示すものです。

子どもは生み育てる者にとっての宝であるとともに、社会の宝である。先人たちが大切に守ってきた長野県の美しい環境の中で、子どもたちが家族の笑顔と地域の絆に支えられて健やかに育ち、魅力と活気のある郷土を引き継いでいくことは、私たちの願いである。

しかしながら、経済的不安定による生活への不安、妊娠や出産の負担の大きさ、子育てと仕事との両立の難しさなど様々な要因により、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する希望の実現が阻まれ、少子化の進行を招いている。さらに、この傾向は、新型コロナウイルス感染症の影響によりますます加速している。

少子化の進行は、産業や地域の助け合い、伝統の継承など様々な活動の担い手の減少につながり、地域社会の持続可能な発展を困難にするとともに、子ども同士が交流することで社会性を育む機会を減少させるなど、県民生活全般に深刻な影響を及ぼし、地域社会の存立基盤を揺るがしている。

このため、地域社会を構成するあらゆる主体が、保健、医療、福祉、経済、教育等のあらゆる分野における取組を通じて、多様な価値観を尊重しつつ、かつ、恵まれた自然環境や都市圏への地理的な近さなど、地域の特性や潜在力を十分に生かしながら、結婚や子どもを授かることを諦めることなく、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを総力を挙げて進めていくことが求められている。

このような認識に基づき、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望をかなえることができる社会の実現に向け、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

2 目的

〔 ○条例制定の目的について規定するものです。 〕

少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び学校の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現を図り、もって豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与する。

3 定義

〔 ○「少子化対策」の定義について規定するものです。 〕

「少子化対策」とは、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けて行う少子化を克服するための全ての取組をいう。

4 基本理念

〔 ○条例の目的を達成するための基本理念を規定するものです。 〕

- (1) 結婚、妊娠、出産及び子育てに関する多様な価値観が尊重され、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階における一人一人の希望が実現されるよう、最大限配慮する。
- (2) 県、市町村、県民、事業者及び学校の連携及び協力の下、地域社会全体で総力を挙げて取り組む。
- (3) 保健、医療、福祉、経済、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組む。
- (4) 自然的、社会的条件その他の地域の特性及び魅力並びに最新の科学技術の成果を踏まえて、効果的に取り組む。

5 責務・役割

○条例の目的を達成するための、県の責務や県民・事業者・学校の役割を規定するとともに、地域に密着した事業を展開している市町村との連携や施策への協力について規定するものです。

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 市町村との連携等

県は、少子化対策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する少子化対策に関する施策に協力する。

(3) 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、少子化対策に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に協力するよう努める。

(4) 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、雇用者に関する少子化対策に対する関心と理解を深め、事業活動において、少子化対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める。

(5) 学校の役割

学校は、基本理念にのっとり、家庭の役割や重要性に関する理解、妊娠及び出産に関する理解が図られるよう努める。

6 行動計画

○条例に基づく施策を推進するための、行動計画の策定や公表等を知事に求めるものです。

(1) 知事は、少子化対策の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

(2) 行動計画には、次に掲げる事項を定める。

ア 少子化対策の推進に関する方針

イ 少子化対策の推進に関する施策

(3) 知事は、行動計画の策定に当たっては、少子化に係る実態の把握、要因の

分析を行うとともに県民の意見を反映するよう努める。

(4) 知事は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(5) 知事は、行動計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画の見直しを行う。

(6) (3)及び(4)の規定は、行動計画の変更について準用する。

7 基本的施策

(1) 就業の支援

○個別の施策に先立ち、安定した雇用を確保し、経済的に安定していることが重要であることから、就業の支援について規定するものです。

県は、関係団体等と連携して、県民が安定した雇用を確保し、経済的に自立することにより、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望が実現できるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供等の施策を講ずる。

(2) 結婚の支援

○結婚に関する一人一人の希望をかなえることができる社会の実現に向けて、最新の科学技術の活用等による結婚の支援について規定するものです。

県は、市町村、関係団体等と連携して、結婚を望む者が結婚することができるよう、最新の科学技術の活用その他の方法により、出会いの場の提供、相談体制の充実、情報の提供等の支援を行う。

(3) 妊娠、出産及び子育ての支援

○妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望をかなえることができる社会の実現に向けて、アは県民一般に対する支援について、イ及びウは特定の者に対する支援について規定するものです。

ア 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村が行う母子保健サービス、保育サービス等の取組を支援する。

イ 県は、保育サービスの利用や生活状況等にかかわらず安心して子育てができるよう、家庭における保育及び生活に対する不安や課題を抱える保護者に対し、必要な支援を行う。

ウ 県は、疾病、生活状況等の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども及び保護者並びに妊婦等に対し、必要な支援を行う。

(4) 職場環境の整備

○ワークライフバランスの確保や職場におけるハラスメントの防止を目的とした職場環境の整備について規定するものです。

ア 県は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、事業者、雇用者への普及啓発に努めるとともに、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための取組の普及、保育等に係る体制の整備等の支援を行う。

イ 事業者は、結婚、妊娠、出産及び子育てに関する言動により雇用者の就業環境が害されることのないよう、雇用者からの相談に適切に対応するための体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じるよう努める。

ウ 事業者は、職場における慣行、職場の雰囲気等により、雇用者の結婚、妊娠、出産及び子育ての希望が妨げられることがないよう、必要な職場環境の整備に努める。

エ 県は、事業者に対し、雇用管理上必要な措置及び職場環境の整備に関する情報提供、相談、助言等の支援を行う。

(5) 教育環境の整備

○子どもが結婚、子育てに希望を持つことができるよう、ライフプランニング教育等の推進について規定するものです。

県は、学校と連携して、子どもが結婚、子育てに希望を持つことができるよう、子どもの関心及び理解を深めるために必要な教育を推進する。

(6) 地域の特性を生かした取組等

- 地域の特性を生かした取組等、本県独自の取組を規定するものです。
- アは、県内への移住・定住の促進が少子化の抑制につながる観点から、地域の特性を生かした取組を総合的に講ずることを規定するものです。
- イは、事業者が行う人材確保の取組に対する県の支援を規定するものです。

ア 県は、県内への移住及び定住の促進が少子化の抑制につながることに鑑み、県内において就業、結婚、出産、子育てを希望する者の更なる増加に必要な地域の特性を生かした施策を総合的に講じる。

イ 県は、事業者が県内における就業者の増加、就業の継続等の少子化の抑制に資すると認められる取組を行う場合において、必要な支援を行う。

8 その他

(1) 社会全体の気運醸成

- 社会全体の気運醸成を図るため、県が情報発信や普及啓発等の措置を講ずることを規定するものです。

県は、社会全体において、結婚、出産及び子育てに対する関心及び理解を深め、不安感を解消するとともに、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発等の措置を講じる。

(2) 財政上の措置

- 条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を規定するものです。

県は、少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。

(3) 実施状況の公表

〔 ○条例に基づく施策の実施状況について議会への報告等を知事に求めるものです。 〕

知事は、毎年、県が講じた少子化対策に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(4) 見直し

〔 ○見直しについて規定するものです。 〕

県は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。